

玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例 (逐条解説)

【制定の目的・背景】

21世紀は「人権の世紀」といわれており、国内外において人権尊重社会の実現に向けた様々な取組が行われています。

町では、平成18年制定の玉村町自治基本条例において、人権尊重をまちづくりの基本原則の1つとして掲げ、また、平成24年に「人権教育・啓発の推進に関する玉村町基本計画」を策定し、全ての人々が互いに人権を尊重し合い、その結果、不当に差別されることがない社会の実現をめざして、人権教育・啓発に取り組んできました。

一方で、インターネットによる誹謗中傷やLGBTQ等の性的少数者に対する偏見、外国人に対する差別的言動といった新たな人権問題が社会的に認知されるようになるなど、人権問題は多様化・複雑化し、深刻さを増している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、町では、不当な差別が許されるものではないこと、また、互いに人権を尊重し合うことについて、町民や事業者の皆さまと認識を共有し、不当な差別による人権侵害が生じない社会を実現するという理念を掲げるものとして、本条例を制定しました。

本条例は、不当な差別に該当する行為をする人を罰したり、公表したりすることを目的とするものではありません。町全体で、互いに対する思いやりや、人権を尊重し合う気持ちを育み、誰もが安心して生活できる玉村町を実現するために制定する条例です。

町は、日本国憲法及び玉村町自治基本条例における人権尊重の原則を基底とし、本条例にて理念を掲げ、「人権教育・啓発の推進に関する玉村町基本計画」に基づき、引き続き、人権教育・啓発に取り組んでいきます。

本条例の名称については、玉村町自治基本条例において、「一人ひとりが基本的人権を尊重すること」をまちづくりの基本原則としていることを踏まえ、本条例で掲げる理念をイメージしやすいよう「玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例」としました。

(目的)

第1条 この条例は、あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざすことに関し、その基本理念を定め、町及び町民等の責務等を明らかにすることにより、誰もが互いに個性を尊重し、人権侵害が生じることのない社会を実現することを目的とする。

本条は、町として不当な差別による人権侵害が生じない社会を実現するという目的を定めるものです。目的の達成のためには、町民の皆さまのご理解、ご協力が必要不可欠であるため、基本理念を定めることや町等の責務等を明らかにするという、本条例の方向性も示しています。

(基本理念)

第2条 あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会づくりの推進は、誰もが多様な個性を持つ存在であり、平穏な生活を営む権利を有するという考えのもと、人権問題を自らの問題として捉え、不当な差別を許さず、互いに人権を尊重し合うことを基本として行わなければならない。

本条は、「あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会」を実現するうえで、町、町民及び事業者の皆さまが、どのような考え方に基づいて行動するべきかを定めるものです。全ての人々が共通の認識を持ちながら、不当な差別による人権侵害のない社会の実現に向けて行動できるようにするための規定です。

「誰もが多様な個性を持つ存在」とは、人は、それぞれ国籍や信条、年齢、性別、身体的特徴などの個性を有しているということです。

「平穏な生活を営む権利」とは、本条例において「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益」を意味します。これは、部落差別問題に関する判決（東京高判令和5年6月28日判タ1523号143頁）で言及された人格的な利益です。同判決では、被差別部落の「出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになる」と述べられています。本条では、インターネットの普及により誰もが情報を発信できるようになった反面、差別意識を植え付けたり助長したりする情報までもが発信されるおそれがあることを踏まえ、「平穏な生活を営む権利」について明記しています。

「人権問題を自らの問題として捉え」とは、誰もが、意図せず差別的言動をしてしまった

り、反対に差別的言動を受けてしまったりする可能性があることを踏まえ、人権問題を「自分ごと」として認識することを意味します。

「不当な差別」とは、不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、若しくは行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいいます。(※特定の行為等が「不当な差別」に該当するか否かは、事例により、個別に判断する必要があります)

「互いに人権を尊重し合う」とは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言の精神や、基本的人権の享有と法の下での平等をうたった日本国憲法の理念に示されるような、全ての人が生まれながらに有している「人権」という権利を、町民同士が大切にし、敬意を払うことをいいます。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため必要な施策に取り組み、あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会づくりを推進するものとする。

本条は、「あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会」を実現するための、町の責務を規定しています。

町は、不当な差別や人権について、町民の皆さまの理解の助けになるよう、広報紙や啓発事業等で周知・啓発を行うとともに、子どもたちへの学校教育、また、あらゆる世代に向けた生涯学習の場を提供します。その他、「人権教育・啓発の推進に関する玉村町基本計画」に基づき、各種施策に取り組みます。

(町民の役割)

第4条 町民は、あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会づくりについて理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、その推進に努めるものとする。

2 町民は、この条例の目的を達成するため町が実施する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

第1条に規定する本条例の目的を達成するためには、町が取組を推進することはもちろん、町民の皆さまにも、ご理解、ご協力をいただくことが必要不可欠です。そのため本条では、「あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会」を実現するための、町民の

役割を規定しています。

「町民」とは、町内に居住する人、町内で働く人、町内で学ぶ人その他町内で活動する人をいいます。必ずしも、町内に居住する人に限られるものではありません。

「家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、その推進に努める」とは、日頃から差別や人権に関して学ぶ機会へ積極的に参加したり、身近な人と話し合ったりするなど、それぞれの場面、それぞれの立場において主体的に取り組むよう努めることを意味します。

「この条例の目的を達成するため町が実施する施策」とは、第3条（町の責務）の規定により町が実施する施策のことをいいます。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会づくりについて理解を深めるとともに、この条例の趣旨に則って事業活動を行い、その推進に努めるものとする。

2 事業者は、均等な雇用機会の確保に努めるとともに、採用、待遇、昇進、賃金その他の就業条件に関わることについて、不当な差別が行われぬよう努めるものとする。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため町が実施する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

第1条に規定する本条例の目的を達成するためには、町が取組を推進することはもちろん、事業者の皆さまにも、ご理解、ご協力をいただくことが必要不可欠です。そのため本条では、「あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会」を実現するための、事業者の役割を規定しています。

「事業者」とは、営利、非営利の別にかかわらず、町内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

「この条例の趣旨に則って事業活動を行い、その推進に努める」とは、事業者は、事業活動を行うに際して、本条例で掲げる理念に反することのないよう努めるとともに、差別や人権に関する研修会等へ積極的に参加したり、従業員に向けた研修会等を実施したりするなど、それぞれの場面、それぞれの立場において主体的に取り組むよう努めることを意味します。

「この条例の目的を達成するため町が実施する施策」については、第4条（町民の役割）の解説で触れたとおりです。

(禁止事項)

- 第6条 何人も、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、出自、障がい、経歴、感染症等の疾病、その他の事由を理由とした不当な差別（インターネットを利用した誹謗中傷等の行為及びヘイトスピーチを含む。）をしてはならない。
- 2 何人も、この条例の目的を達成するため町が実施する施策を不当に妨げる行為をしてはならない。

本条は、全ての人が行ってはならない行為を「禁止事項」として規定しています。第1項において「不当な差別」を、第2項において「この条例の目的を達成するため町が実施する施策を不当に妨げる行為」を禁止しています。

「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいいます。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）」（いわゆる「LGBT理解増進法」）の第2条第1項に規定されるものと同じです。例えば、「男性が好き」、「女性が好き」、「男性と女性の両方が好き」、「男性と女性の両方が好きではない」などのことを指します。

「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいいます。LGBT理解増進法の第2条第2項に規定されるものと同じです。例えば、「私は女性である」、「私は男性である」などの、自分の属する性別についてのある程度の一貫性を持った認識のことを指します。

「出自」とは、「出どころ」、「生まれ」をいいます。本条例においては、「被差別部落の出身であること」を含みます。

「経歴」とは、その人が有する職歴や学歴をはじめ、その人がどのような暮らしを送っていたかといった経験をいいます。

「その他の事由」とは、本条に例示した事由以外の事由を指します。

「ヘイトスピーチ」とは、特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動をいいます。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）の第2条に規定されるものと同じです。

「不当な差別」とは、第2条（基本理念）の解説で触れたとおりです。

「この条例の目的を達成するため町が実施する施策を不当に妨げる行為」とは、第3条の規定により町が実施する施策について、不当に妨害する行為のことを指しますが、これは、町民や事業者が、町の施策に対して、合理的な理由に基づく反対意見を表明することまで禁止するものではありません。町は、この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法が保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意しなければなりません。

(推進体制の充実)

第7条 町は、この条例の目的を達成するため必要な施策を効果的に推進するため、国、県、その他関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

本条は、誰もが互いに個性を尊重し、人権侵害が生じることのない社会を実現するという本条例の目的を達成するため、町が、国等の関係機関と連携を図る旨を規定しています。

差別の解消、人権侵害の防止に向けた取組や、人権教育・啓発を行う機関、団体は多く存在します。町はそうした機関、団体と連携しながら、本条例の目的の達成に向けた取組を進めていきます。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

本条は、この条例の施行に関し、その他必要な事項については、町長が規則等で別に定めることを規定しています。